

胆振東部消防組合告示第 1 号

胆振東部消防組合契約規則第 4 条の規定に基づき、条件付き一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和 3 年 2 月 8 日

胆振東部消防組合
管理者 宮 坂 尚市朗

記

第 1 入札に付する工事内容

1 鵠川支署消防庁舎建設工事（建築主体）

- (1)発注工種 建築一式工事
- (2)工事場所 勇払郡むかわ町青葉 1 丁目 73、75、76 番地
- (3)工 期 契約締結日の翌日から令和 4 年 1 月 31 日まで
- (4)工事概要 構 造 鉄骨造 5 階建
延床面積 1,379.59 m²
建築面積 622.89 m²
上記に係る建築一式工事
- (5)そ の 他 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施を義務付けている。

2 鵠川支署消防庁舎建設工事（機械設備）

- (1)発注工種 機械設備工事
- (2)工事場所 第 1 の 1 鵠川支署消防庁舎建設工事（建築主体）に同じ
- (3)工 期 同上
- (4)工事概要 上記に係る機械設備工事

3 鵠川支署消防庁舎建設工事（電気設備）

- (1)発注工種 電気設備工事
- (2)工事場所 第 1 の 1 鵠川支署消防庁舎建設工事（建築主体）に同じ
- (3)工 期 同上
- (4)工事概要 上記に係る電気設備工事

第2 入札参加資格

1 各工事共通事項

- (1) 入札に参加する者は、むかわ町建設工事共同企業体の運用基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下、「特定企業体」という。）であること。
- (2) 二者以上三者以内で構成されていること。
- (3) 代表者の出資比率が構成員中最大であり、かつ、構成員の最少比率が、構成員数における均等割の10分の6以上であること。
- (4) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、むかわ町競争入札参加者指名停止事務処理要領第2の規定による指名停止をされていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (7) 第1 入札に付する工事内容に係る全ての工事において、設計業務等の受託者（日本都市設計株式会社（札幌市中央区南九条西6丁目1番37号第3豊水ビル））と資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (9) 特定企業体の構成員が、他の特定企業体の構成員として参加していないこと。

2 鶴川支署消防庁舎建設工事（建築主体）に係る事項

- (1) 全ての構成員が、令和元年度・2年度むかわ町競争入札参加資格における建築一式工事業に係る資格を有していること。
- (2) 全ての構成員が建築一式工事の実績を有していること。
- (3) 建築一式工事業の特定建設業許可を有している者が一者以上いること。
- (4) 胆振管内に本店、支店、営業所、事務所又は事業所（以下、「本店等」という。）を置き、直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（以下、「総合評定値」という。）が1,000点以上の者が一者以上いること。
- (5) むかわ町内に本店等を置き、総合評定値が800点以上の者が一者以上いること。
- (6) 北海道内において過去10年間（平成22年度から令和元年度まで）に、本工事と同種・同程度と認められる工事を元請として施行し、完了した実績を

有している者が一者以上いること。

3 鶴川支署消防庁舎建設工事（機械設備）に係る事項

- (1) 全ての構成員が、令和元年度・2年度むかわ町競争入札参加資格における管工事業に係る資格を有していること。
- (2) 全ての構成員が管工事の実績を有していること。
- (3) 管工事業の特定建設業許可を有している者が一者以上いること。
- (4) 胆振管内に本店等を置き、直近の総合評定値が900点以上の者が一者以上いること。
- (5) むかわ町内に本店等を置き、総合評定値が700点以上の者が一者以上いること。
- (6) 北海道内において過去10年間（平成22年度から令和元年度まで）に、本工事と同種・同程度と認められる工事を元請として施行し、完了した実績を有している者が一者以上いること。

4 鶴川支署消防庁舎建設工事（電気設備）に係る事項

- (1) 全ての構成員が、令和元年度・2年度むかわ町競争入札参加資格における電気工事業に係る資格を有していること。
- (2) 全ての構成員が電気工事の実績を有していること。
- (3) 電気工事業の特定建設業許可を有している者が一者以上いること。
- (4) 胆振管内に本店等を置き、直近の総合評定値が900点以上の者が一者以上いること。
- (5) むかわ町内に本店等を置き、総合評定値が700点以上の者が一者以上いること。
- (6) 北海道内において過去10年間（平成22年度から令和元年度まで）に、本工事と同種・同程度と認められる工事を元請として施行し、完了した実績を有している者が一者以上いること。

第3 入札の参加申請

入札に参加する者は、第2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書類を提出し、その審査を受けなければならない。

1 申請書類

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書
- (2) 全構成員の直近の経営規模等評価通知書兼総合評定値通知書の写し
- (3) 特定関係調書
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (5) 類似工事施工実績調書（様式第2号）

- (6)類似工事施工実績を証明する書面（任意様式、証書類等は写し可）
- (7)配置予定技術者調書（様式第3号）
- (8)404円切手を貼付した定形封筒

2 提出方法

持参又は郵送のいずれかの方法による

3 申請期間

令和3年2月8日から令和3年2月22日までの土日、祝祭日を除く午前9時から午後5時までとし、持参及び郵送のいずれの方法においても必着とする。

4 提出場所

胆振東部消防組合消防本部企画管理課

5 申請書類の入手方法

胆振東部消防組合ホームページに掲載又は消防本部企画管理課にて配布することから、いずれかの方法により入手すること。

6 入札の参加申請に関する質問

入札の参加申請に対する質問がある場合は、その内容について書面（任意様式）により説明を求めることができる。期間内に受付けた質問は、最終回答日までの間、随時回答する。

- (1)質問受付期間 令和3年2月8日から令和3年2月15日までの土日、祝祭日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (2)提出場所 胆振東部消防組合消防本部企画管理課
- (3)提出方法 持参、郵送又はファクシミリのいずれかの方法による。
- (4)回答方法 胆振東部消防組合ホームページに掲載する。
- (5)最終回答日 令和3年2月17日

7 その他

- (1)申請書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- (2)提出された一切の書類は返却しない。
- (3)提出された一切の書類は本条件付き一般競争入札に関する事務においてのみ使用する。

第4 設計図書の見覧等

1 見覧期間

令和3年2月8日から令和3年3月9日までの土日、祝祭日を除く午前9時から午後5時までとする。

2 見覧場所

胆振東部消防組合消防本部企画管理課

3 見覧方法

電子データを提供することからUSBメモリを持参すること。

4 設計図書に関する質問

設計図書に対する質問がある場合は、その内容について書面（任意様式）により説明を求めることができる。期間内に受付けた質問は、最終回答日までの間、随時回答する。

(1) 質問受付期間 令和3年2月8日から令和3年2月24日までの土日、祝祭日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所 胆振東部消防組合消防本部企画管理課

(3) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリのいずれかの方法による。

(4) 回答方法 胆振東部消防組合ホームページに掲載する。

(5) 最終回答日 令和3年2月26日

第5 契約条項の提示

令和3年2月8日から胆振東部消防組合消防本部企画管理課にて提示する。

第6 入札

(1) 入札執行の日時及び場所

日時 令和3年3月10日 午前10時00分

場所 胆振東部消防組合消防本部会議室

※郵送による入札は認めない。

(2) 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除とする。

(3) 予定価格

事前公表しない。

(4) 最低制限価格

設定する。

(5) 入札の執行回数

原則 2 回までとする。

(6) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

落札決定にあたって、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者の決定

予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上の最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(8) 工事費内訳書の提出

入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を作成し、提出すること。

第 7 契約書作成の要否

必要とする。

なお、本工事の本契約にあたっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 97 条第 1 項第 5 号に規定する議会議決を要するため、落札者を決定したときは仮契約を締結し、議会議決を得たときは本契約を締結する。

第 8 その他

1 胆振東部消防組合契約規則（平成 9 年規則第 3 号）第 14 条第 1 項各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

2 入札参加者は、本公告に定めるもののほか、その他関係法令を遵守すること。

3 本公告に関する問い合わせ先

胆振東部消防組合消防本部企画管理課

勇払郡厚真町錦町 47 番地の 2

電話 0145-26-7100 ファクシミリ 0145-27-2467